

## 診療所の COVID-19 対策チェックリスト (Ver.2)

### ▶患者さんへのお願い

- マスク着用と入室時の手洗いの義務化
- 発熱や咳症状での来院は、入室前に院外より受付に電話連絡（車で来院の場合は、必要に応じ車内でお待ちいただく）

### ▶待合の 3 密の軽減

- 予約などによる受診の時間帯の分散による密集軽減と待ち時間の短縮
- 待合での椅子の配置による患者間の距離の確保
- 発熱、咳、だるさ、息苦しさの患者は待合室を別室にし、サージカルマスクの着用
- 待合室の頻回の換気

### ▶診察・検査

- 診察は標準予防策（手指衛生＋サージカルマスクの着用）を実行
- 可能な限り迅速な診察を心がける（滞在時間の短縮）
- COVID-19 感染が疑われる患者には接触・飛沫予防策  
サージカルマスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、長袖ガウン、手袋、帽子、患者の個室収容
- 診察室の頻回の換気
- 聴診器、体温計など検査器具の患者毎の消毒

※初期対応としての標準予防策、疑い患者への接触・飛沫予防策を行っていただければ、濃厚接触とはなりません。

### ▶施設

- ドアノブ、待合の椅子・机、診察室の椅子・机、処置ベッドなどの頻回の消毒
- トイレのドアノブ、水回り、便器などの頻回の消毒
- キーボードなどの共用機器の頻回の消毒
- レントゲン室、CT・MRI 室、内視鏡室などの頻回の換気
- スタッフ休憩室の頻回の換気

### ▶スタッフ

- 出勤時の体温測定と自覚症状（咳、全身倦怠感、味覚・嗅覚障害等）の有無チェック、前記症状があるときは出勤前に院長と電話相談
- 髪の毛をピン止めするなどしっかり整え、普段から顔に手を触れない、特に手指衛生の前に目や顔を触らない
- 看護師が採血・処置の場合は、上記「診察・検査」に記載の予防策を講じる
- サージカルマスクや手袋は使用後は表面に触れず迅速に廃棄
- 休憩中の食事は複数人で摂取せず、会話も控えめとする
- 日常生活での 3 密回避の実践（外出時には必ずマスクを着用する、家族以外で食事をしない、他県への移動は禁止）
- 携帯電話等の身の回りのものの消毒

「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020 年 4 月 7 日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、国際感染症センター）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200407.pdf> を参考に作成

(2020.4.24 岐阜県医師会作成)

## 感染対策の基本

---

### 1. 標準予防策 (standard precautions)

すべての血液、体液、(汗を除く)分泌物、排泄物、傷のある皮膚・粘膜は、感染性病原体を含む可能性があるという原則に基づく感染対策である。基本は手指衛生(擦式アルコール消毒薬か、流水と石鹸を用いる)と、予想される曝露に応じた手袋、ガウン、マスク、目の防護具(ゴーグル、フェイスシールド)の着用である。また、咳、痰など呼吸器症状のある患者にはサージカルマスクを付けさせ、医療従事者もマスクを着用すること(咳エチケット)も標準予防策に含まれる。針刺し防止も標準予防策に含まれる。

### 2. 感染経路別予防策

#### ① 接触予防策 (contact precautions)

医療従事者は、患者または患者周囲の汚染されている環境との接触に際し、ガウン(エプロン)と手袋を着用する。手袋を外した後は手指衛生を行う。患者は個室収容が望ましい。

#### ② 飛沫予防策 (droplet precautions)

医療従事者は、患者のケアをおこなう際、サージカルマスクを着用する。飛沫を目に浴びる可能性がある時は目の防護(ゴーグル、フェイスシールド)を着用する。患者は個室収容が望ましい。患者は他者と1m以上の距離を開ける。